

JRの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。dc-info@deluxe.ocn.ne.jp

手当削減の詐欺的手口

就業規則改悪は白紙撤回以外ない

深夜早朝手当を削減

7月7日に行われたJR千葉鉄道サービス（CTS）との団体交渉で、手当削減の詐欺的な手口が明らかになりました。

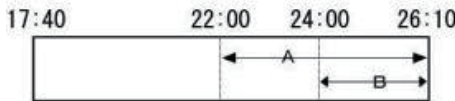
現在、夜勤者には、深夜割増賃金（左表A）と作業手当としての深夜早朝手当（C）が支給されています。休日の前日から仕事に入る場合は、深夜0時以降が休日にもたがるため、その時間分は休日勤務手当（B）が支給されてきました。特休や公休に指定された日に、実際には仕事をしているのだから当然、支給されるべき賃金です。

ところが改定案では、就業規則に新しく「深

「深夜早朝手当」削減のサギ的なやり口

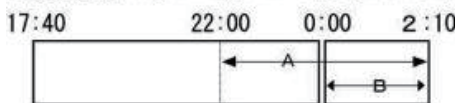
（例）幕張事業所での夜勤の場合

【現行】※休日の前日から夜勤に入る場合



- A 深夜割増 = 時間賃金 × 30/100
(22時～26時10分=4時間10分に支給)
- B 休日勤務手当 = 時間賃金 × 135/100
(24時～26時10分=2時間10分に支給)
- C 深夜早朝作業手当 = 1500円

【改悪案】※休日の前日から夜勤に入る場合



- A 深夜割増 = 時間賃金 × 30/100
(22時～26時10分=4時間10分に支給)
- B 休日勤務手当 = 時間賃金 × 135/100
(24時～26時10分=2時間10分に支給)
- C 深夜早朝作業手当 = 支給しない

会社の説明は・・・

「0時以降は休日勤務の扱い。17:40～24:00と0:00～2:10はそれぞれ別の勤務として扱う。0時以降は所定労働時間ではない」
「どちらも実労働時間が6時間に満たないのでこの日の勤務には深夜早朝作業手当は出さない」

夜早朝手当は予め指定した所定労働時間帯に対して支給する」と書き込まれました。

会社は「0時の前と後は別の勤務として扱う。休日の0時以降は、休日勤務であり所定の労働時間帯ではない」「深夜早朝手当は、深夜帯を含めて所定労働時間が6時間以上の勤務者に支払うもの。休日勤務手当は支払うが、所定労働時間が6時間に達しないから深夜早朝手当は支払わない」と説明しています。

こんなふざけた話があるか

「別の勤務」と言っても、0時にタイムカードを切り直したり点呼しない」「作業ダイヤ上も一連の勤務。普通の勤務日とやら変わらな

い。この日だけ深夜早朝手当のカットは、あまりにおかしい」と批判の声が上がりました。

休日と言っても、連続夜勤で「休日」深夜まで労働し、疲れて帰って寝るだけです。翌日の夕方にはまた夜勤です。連休でなければ労働から完全に解放されず、「インチキ休み」と呼ばれています。

こんな詐欺師のような屁理屈で手当カットは許せません。就業規則改悪を白紙撤回に！